

# 第 1 章

## 計画の策定にあたって

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

少子高齢化や核家族化の進展によるひとり暮らし世帯の増加等、家族形態の多様化により、生活への不安や援助を求める人が増加しています。また、個人の価値観やライフスタイルが変化し、市民自らが地域を支え、支えられるという社会的なつながりが希薄化しています。こうした社会の変化を背景に、生活困窮、子どもの貧困、DV・虐待、引きこもり・孤立死、自殺など、福祉を取り巻く地域の課題は複雑化しています。

このような課題に対し、国では介護保険制度や生活困窮者自立支援制度、障害者総合支援法、障害者差別解消法等の福祉関連法・制度の整備が進められています。それに伴い、制度・分野ごとの「縦割り」や地域における「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域の支え合い活動に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が掲げられました。

さらに、国は地域共生社会の実現に向け、地域で共生の文化を創出・定着させること、また、すべての地域構成員が参画できるよう連携の仕組みづくりをすること、そのための対話・協議をする場を設けること、地域で重層的なセーフティネットを構築することが必要だとしています。

「地域共生社会」の実現に向けて、市町村における地域福祉計画は、保健・福祉分野を中心として包括的・分野横断的な施策を実施していくことが求められています。また、直近の状況として、新型コロナウイルスの世界的な蔓延が大きな問題となっており、国や県、自治体が一丸となって感染症対策を進めていく必要性があります。

鹿児島県は、平成31年度から5年間の計画期間とし、「安心して暮らせる社会づくり」、「福祉を支える担い手づくり」、「地域福祉の推進を支援」の3本の柱のもと、高齢者、障害者、児童等の各分野における施策を横断的・総合的に展開していくこととしています。

これらの背景を踏まえ、本市の地域福祉施策を取り巻く現状と課題を整理し、地域福祉の更なる推進を図るべく、「第1期奄美市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

## 2 地域福祉の目指すところ

地域福祉とは、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく生き生きと暮らしていくために、それぞれの役割を持ち、支え合いながら、安心して自立した生活が送れるようにするための取組のことをいいます。

地域で安心して生活していくためには、地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくる必要があり、行政などによるサービスの提供だけではなく、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合うことが大切になります。

様々な生活課題について、住民一人ひとりの力(自助)、近隣での助け合い(互助)、住民組織やボランティア活動、社会保険制度(共助)、公的な制度による支援(公助)の連携によって解決していこうとする取組が必要です。

自助・互助・共助・公助のバランスは、人それぞれ、見る人の角度によって異なってきます。そして、このバランスの中心には、社会福祉法第3条にある「尊厳の確保と自立への支援」が位置づけられると考えられます。本市においても、一人ひとりの尊厳が守られ、自立した日常生活を送ることができる「自分らしい暮らし」を実現するために地域福祉を推進していくものとします。



- ・自分自身による努力
- ・ボランティア参加
- ・健康づくり
- ・福祉に関する学習など

### 自助

個人や家庭など、自分自身による努力

### 尊厳と自立



- ・生活保護制度
- ・生活困窮者自立支援
- ・公的サービスの充実など



### 共助（互助）

地域における助け合い、  
地域活動、ボランティア

- ・住民組織
- ・社会保険など

### 公助

公的な制度としての保健、  
福祉等関連する施策の実施

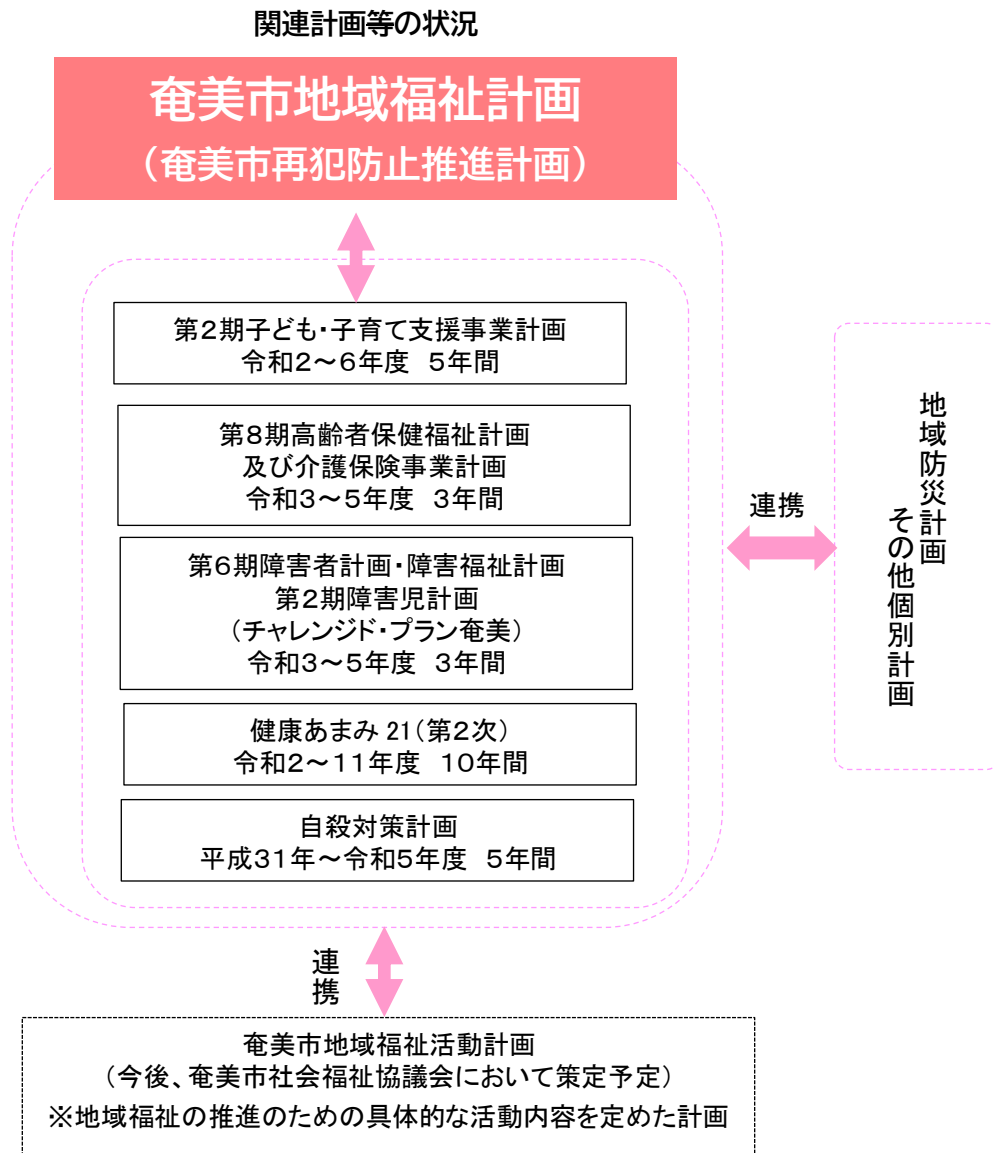
※ 社会福祉法より抜粋

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

### 3 計画の位置づけ

「奄美市地域福祉計画」は、各福祉分野計画の上位計画となるものであり、本市における保健・福祉分野の全体的な方向性を定めるものとしています。



## 4 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。社会情勢の変化や住民のニーズの変化に対応するため、計画の中間年度である令和5年度に中間評価を行います。そのほか、令和4年度より毎年1回、前年度の取り組み状況について関係各課・関係団体と協議し、地域福祉の推進に向けた施策等への反映と計画の見直しを行います。

※社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## 5 計画の策定体制

本計画は、以下の過程を経て策定しました。

### (1) アンケート調査

計画の策定にあたり、市民の意識や今後のまちづくりに向けた意向などを把握することを目的に、18歳以上の2,000人を対象とした「アンケート調査」を令和2年9月から10月にかけて実施しました。

## **(2) 地域別座談会**

市民から地域の課題や解決に向けたアイデアを直接お聞きするため、市内8地区に分けて「地域別座談会」を令和2年9月から11月にかけて開催しました。

なお、古見方地区については、日程の都合上、アンケート形式で行いました。

## **(3) 奄美市地域福祉計画推進委員会**

本計画の策定にあたっては、学識経験者、関係機関・団体代表者、市民代表者等で構成される「奄美市地域福祉計画推進委員会」を令和2年9月から令和3年3月にかけて計4回開催し、計画について検討・意見聴取を行いました。

## **(4) パブリックコメント**

計画素案を市のホームページと市の窓口で公表し、令和3年2月から3月にかけて計画内容全般に関する意見募集を行いました。